

社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

施行期日	令和 9 年 4 月 1 日（一部の規定は、公布後 3 年以内に政令で定める日）
改正の趣旨	2040 年に向けた急速な人口構造の変化（生産年齢人口の減少、85 歳以上人口や単身高齢世帯の増加）や、地域間でのサービス需要の格差といった社会構造の変化に対応し、質の高い福祉サービスの確保と安定した経営基盤の確立を図る。
主な改正点	①地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充 ・人口減少地域における特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設 ・有料老人ホーム（適正なケアマネジメントの確保等）に係る見直し ・介護保険事業（支援）計画の見直し（中長期推計の義務化など） ②福祉人材の安定的な確保及び定着支援 ・福祉人材確保のための協議会、介護現場における生産性向上・経営改善の推進 ・ケアマネジャーの法定研修（更新制等）に係る見直し ③支援基盤の強化等 ・災害派遣福祉チーム（DWA T）として活動する人材登録の仕組みの整備など

第 10 期介護保険事業計画の策定に関する見直し（ポイント）

【現状・課題】

- 今後、地域のサービス需要が変化していく中で、2040 年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことがさらに重要となる。
- 医療と介護の連携という観点も含め、都道府県と市町村が共通の課題認識を持ち、広域的な議論を行いながら必要な取組を進める必要がある。

【今回の法改正による見直し内容（記載事項の追加など）】

- 介護サービス等の量に関する中長期的な推計（2040 年を見据えた推計）
- 中長期的なサービス提供体制の確保に関する施策

【参考：従来の基本的記載事項・踏まえるべき視点】

〔基本的記載事項〕

- 日常生活圏域の設定 ○地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容と目標
- 圏域ごとのサービス見込量・必要定員総数（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特別施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

〔踏まえるべき視点〕

- 医療・介護連携の推進 ○高齢者向け住まいの設置状況
- 人材確保と生産性向上 ○認知症施策の推進